

議案第 39 号

杉並区行政財産使用料条例及び杉並区立高齢者活動支援センター及び
ゆうゆう館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 5 月 30 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例及び杉並区立高齢者活動支援センター及び
ゆうゆう館条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（10）杉並区立ゆうゆう上荻窪館の項の次に次のように加える。

杉並区立 ゆうゆう 下高井戸 館	集会室	洋室 1	74.1	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	集会室	洋室 2	32.0	600円	400円	400円	100円

別表第 2（12）杉並区立荻窪児童館の項の次に次のように加える。

杉並区立 下高井戸 児童館	遊戯 室	洋室	97.2				700円	
---------------------	---------	----	------	--	--	--	------	--

別表第 2（12）付記 4 中「杉並区立四宮森児童館」の次に「及び杉並区立下高井戸児童館」を加える。

第 2 条 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和 57 年杉並区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう下高井戸館の項中「杉並区下高井戸四丁目 16 番 4 号」を「杉並区下高井戸四丁目 19 番 6 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第 2（10）杉並区立ゆうゆう下高井戸館の項に規定する集会室及び同表（12）杉並区立下高井

戸児童館の項に規定する遊戯室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

- 3 第2条の規定による改正後の杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館
条例別表第1に規定する杉並区立ゆうゆう下高井戸館の使用の承認に必要な準備
行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

ゆうゆう下高井戸館の位置を変更するとともに、ゆうゆう下高井戸館の集会室及び下高井戸児童館の遊戯室の目的外使用料を定める必要がある。